

犬山市議会基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条－第 5 条）
- 第 3 章 市民と議会の関係（第 6 条・第 7 条）
- 第 4 章 議会と行政の関係（第 8 条－第 11 条）
- 第 5 章 討議の促進（第 12 条）
- 第 6 章 委員会の活動（第 13 条）
- 第 7 章 議会事務局の体制整備（第 14 条）
- 第 8 章 議員の政治倫理並びに身分及び待遇（第 15 条－第 17 条）
- 第 9 章 最高規範性及び見直し手続（第 18 条・第 19 条）

附則

私たちの犬山市は、地方自治体として、市民のよりよい暮らしと幸せを願い、運営されています。この条例は、「市民」の権利と義務、「市議会」及び「市長」の権限と責務等を明確にするものです。市議会は、この条例に基づき二元代表制のもと市民の負託にこたえ、その権利を保障する責務を負っています。

意思決定機関である市議会は、市民の多様な意見を代表して議論し、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の活動を監視する機能、市長等の政策を適正に修正する機能、民意を集約し政策を形成する機能などの役割を負っています。「地方のことは地方で決める」というこれからの地方主権の時代を見据えるとき、この市議会の役割は、さらに重要になっていきます。

そのために、犬山市議会は、市民のみなさんにもっとよく見え、わかりやすく、市民が参画できる議会に、そして、合議機関として市民と一緒に考えながら、さらにしっかりと議論ができる議会に改革していきたいと決意しました。

犬山市議会は、さまざまな議会改革に取り組んでいますが、議会の機能の更なる向上を目指して、議会基本条例を制定する意義への認識を深めてきました。

犬山市議会は、市民一人ひとりの信頼と協力を得ながら、犬山市の自治を推進し、不断の議会改革を進めるため、市議会についての最高規範として、ここに「犬山市議会基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務の明確化と資質の向上のために必要な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の役割及び活動原則)

第2条 議会は、前文の基本理念に則り、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会は、市民に開かれた議会運営に努め、多様な市民の参加を保障し、意見の反映に努めます。
- (2) 議会は、市民にわかりやすい議会運営と情報公開に努めます。
- (3) 議会は、市長等に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価します。
- (4) 議会は、意思決定にあたっては、議員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めます。
- (5) 議会は、市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）を行います。
- (6) 議会は、議員研修の充実強化を図り、議員の資質向上に努めます。

(議員の責務及び活動原則)

第3条 議員は、選挙により選ばれた市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を尊重し、市民の負託にこたえる議員活動を行います。
- (2) 議員は、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行います。
- (3) 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福利向上を目指し、活動します。
- (4) 議員は、自らの議会活動を市民にわかりやすく説明します。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

2 会派は、政策立案等に関し調査研究を行います。

3 議会は、会派間の公平性の確保と、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮します。

(政務調査費)

第5条 会派又は会派に所属しない議員は、政務調査費を活用して、市政等の調査研究及び政策立案等に資するものとし、その用途及び成果については、積極的に公開し、説明責任を果たします。

第3章 市民と議会の関係

(市民への情報公開と意見集約)

第6条 議会は、情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たします。

2 議会は、議会に関するすべての会議を原則公開とし、傍聴の自由及び報道の自由を保障し、並びに会議録等の議会活動に関する資料を公開します。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民、有識者等の意見を議会の審議に反映させるように努めます。

4 議会は、市民、市民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策立案等の機会の拡大を図ります。

5 議会は、議会活動に関して多様な媒体を用いて市民にわかりやすい情報提供を行い、市民の意見を把握して、議会活動に反映させます。

(市民からの政策提案)

第7条 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置づけ、その審議及び調査にあたっては、当該請願及び陳情の提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を保障します。

第4章 議会と行政の関係

(議会及び議員と市長等との関係)

第8条 議員と市長等は、議会審議において、緊張感の保持に努めます。

2 議員は、本会議における質疑、一般質問及び緊急質問並びに委員会における質疑については、課題を明確にするため、原則、一問一答方式で行います。この場合において、議員は、質問及び質疑の論点及び争点を明らかにするよう努め、市長等は、誠実に答弁するよう努めなければなりません。

3 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質疑又は質問の主旨を確認するため、発言することができます。

4 議員は、議長を経由して市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができます。

(市長等による政策等形成過程の説明)

第9条 議会は、市長等が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、論点を明確にし、政策等の水準の向上及び市民への公開のため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めます。

- (1) 政策等を行う理由又は目的
- (2) 比較検討したその他の案及びその内容
- (3) 政策等を行うに至った経緯
- (4) 市の総合計画との整合性
- (5) 関係する法令、条例等

- (6) 政策等の実施に関わる経費の財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の継続に要する経費
- (8) 市民参画の実施の有無及びその内容
- (9) 政策等の効果予測
- (10) 他の自治体の類似する政策等との比較検討の結果

2 議会は、市長に対し、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成し、提示するよう求めます。

(議会の政策提案)

第10条 議会は、議会の権能を十分に発揮し、条例の制定又は改廃、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案等を行います。

2 議会は、前項の政策立案等を行うにあたっては、前条の規定に準じて、提案理由を明確に説明します。

(議会の議決事件)

第11条 議会は、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として別に定めます。

第5章 討議の促進

(討議の促進)

第12条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議長及び委員長は、議員間の討議を尊重し、公平な運営に努めます。

2 議会は、議案等を審議して結論を出すにあたっては、議員間の十分な討議を尽くして合意形成に努め、その結果について市民への説明責任を果たします。

3 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策立案等を推進するために、全員協議会を開き、全議員で意見交換及び討議を行います。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

- 第13条 委員会は、専門性を活かして公平な運営を行い、議案等の審査にあたっては、資料等の積極的な公開を求め、委員間の討議を尊重し、市民に対してわかりやすい議論に努めます。
- 2 委員会は、審査の経過等の情報を開示し、市民との懇談会等を積極的に行います。
- 3 委員長は、委員長報告の作成及び質疑に対する答弁に責任を持って取り組みます。
- 4 議会運営委員会は、議会運営について協議し、合意形成を図ります。
- 5 特別委員会は、必要に応じて設置することができます。

第7章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

- 第14条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、地方自治法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置します。
- 2 議会は、議員の政策立案等を補助するため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努めます。
- 3 議会は、議会事務局の専門性を高めるため、必要に応じて知識経験等を有する者を議会事務局に置くことができます。

第8章 議員の政治倫理並びに身分及び待遇

(議員の政治倫理)

- 第15条 議員は、市民全体の奉仕者及び代表者として政治倫理の確立及び向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行います。

(議員定数)

- 第16条 議員定数は、第2条に定める議会の役割及び活動原則に沿った議会としての権能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、別に条例で定めます。
- 2 議会は、議員定数の改正にあたっては、市政の現状、課題、将来

予測等を十分に考慮し、市民の意見を反映して決定します。この場合において、参考人制度、公聴会制度等を活用することができません。

（議員報酬）

第17条 議員報酬は、地方自治法の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障及び公選としての職務、責任等を考慮し、別に条例で定めます。

2 議会は、議員報酬の改正にあたっては、犬山市特別職報酬等審議会の意見のほか、市政の現状、課題、将来予測等を十分に考慮し、市民の意見を反映して決定します。

第9章 最高規範性及び見直し手続

（最高規範性）

第18条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ることとし、この条例に違反する条例、規則等を制定又は改廃をしてはなりません。

（見直し手続）

第19条 議会は、常にこの条例の趣旨及び目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証します。

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行します。